

# 公的年金制度の抜本的改革<sup>1</sup>

---

～職業間格差の是正と一元化の方向性～

同志社大学 伊多波良雄研究会 社会保障政策 B

清谷康平 鈴木沙耶佳 鈴木武治  
西川奈緒子 平井裕章 山本淳奈

2007年12月

---

<sup>1</sup>本稿は、2007年12月1日、2日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2007」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、伊多波良雄教授（同志社大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

## 要約

まず、第 1 章現状整理では、主として現在の年金制度に焦点を当てる。歴史的背景から着目すると、年金制度は、大正 12 年の国家公務員共済組合に始まる。それから遅れること 17 年、船員保険が誕生し、公務員・民間被用者に対する共済・厚生年金が確立された。自営業者に年金制度が誕生するのは昭和 34 年のことである。しかし、こうした国民年金制度が成立するにあたり、成立時期の違いや職業別に種類が異なることなどが職業間の年金格差や複雑化を生んだ。こうした問題に対して、政府・自民党は、厚生年金と共済年金、所謂 2 階建て部分の一元化、及び、国庫負担の引き上げを、一方民主党は国民年金制度全体の一元化、及び、基礎年金部分の税方式移行を制度改革案として主張しているが、議論は以前煮詰まっではない。わが国の年金制度は、(1) 国民皆年金 (2) 社会保険方式 (3) 世代間扶養という 3 つの特徴を持っている。公的年金制度は、国民の健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としているのでこれら 3 つの特徴を満たす必要がある。現在、特に若年世代に対する年金への不信感は一時的な問題よりも長期的なサステナビリティに対する不信感であると考えられる。年金において必要なのは、ある給付水準で確実に支払われるという約束であるため、より個人レベルでの確実性と予見可能性が必要となる。未納・未加入者が第一号被保険者では、12.6%に上っている現行制度では、制度運営の非対称性、そして、そこから来る将来世代への負担の転嫁等の問題により年金制度への信頼性が低下していることが明らかである。財源及び制度運営の問題点を解決し、基礎的な年金制度の普遍性を実現するために私たちは消費税、さらには相続税を用いて、年金の持続性を維持していくことを考える。

次に第 2 章問題意識では、職業間格差に焦点を当てる。1 階建て部分にあたる国民年金は 20 歳以上が強制的に加入する皆年金が、保険料において第二号被保険者はそれぞれ加入する厚生年金、共済年金から天引きで一定割合納税する形をとっているが、第一号被保険者は、個人自らが納付するシステムをとっている。これが未納、未加入問題の原因とされ、国民皆年金という社会意義を揺るがす根本的な制度上の問題である。次に 2 階建て部分であるが、第二号被保険者にのみ公的年金が存在する。一つは主にサラリーマンを対象とした厚生年金、もう一つは公務員を対象とした共済年金である。このように第一号被保険者と第二号被保険者、また、第二号被保険者の中でもサラリーマンと公務員といった職業間で年金格差が生じている。第一号被保険者は我々の考える最低生活水準を満たせていない。また第一号被保険者間でも、自営業者は貯蓄や民間保険会社の利用が一般的であるが、議員年金や医師年金など、職業別年金の存在により職種によっては非常に優れた年金システムを選択できる。こうした職業間格差を是正するため、(1) 現行の保険料方式から強制力を持つ税方式（消費税制度）への移行、さらには (2) 少子高齢化への影響から年金の財源として相続税の可能性を考慮し、分析に話を進める。

第 3 章分析では、橘木・中居 (2002) を先行研究とし、そこに第一号者の存在を考慮し職業間格差という点から分析を行った。現行制度における分析では、2 期間 2 世代モデルの消費水準、生涯の効用水準ともに第二号被保険者の方が高くなり第二号被保険者の優位が示されたが、基礎年金による最低保障の確保、主財源を社会保険料から消費税に切り替え、2 階建て部分の廃止という私たちの改革案のもとに同様の先行研究を用い分析を行うと、現行

制度より改革案の方が第一号被保険者、第二号被保険者ともに効用水準が上昇することを示すことができた。

以上の問題意識、及び、分析の結果から第4章では政策提言を行う。

#### (1) 1階建て部分の統合

現在の公的年金制度は大変複雑な制度となっており、完全な国民皆年金を達成できておらず、これまで述べてきたとおり、様々な格差が存在し、特に徴収面において問題がある。国民皆年金にするためには全ての人々に公平な制度であるべきである。先ほど述べた年金の性質からも現行の保険料方式を廃止し、財源を税徴収に切り替える。そうすることで現在問題となっている未納・未加入も防ぐことができる。その際、主財源は消費税とする。

#### (2) 給付面において最低生活水準の確保

離職し、現役世代を引退した後、安定した収入を確保できない老年期において最低保障額を全国民に給付することの意義は大きい。厚生年金局、参考文献などをもとに検討の結果、最低保障額を衣食住の基礎的部分、保険医療費、交通通信費までの7万8千円とする。もちろんこれは現在の最低補償額で今後の経済動向に応じて変動させながら、国民の最低保障額を給付する給付立てとする。

#### (3) 2階建て部分の廃止

1階建て部分で全国民に対して最低生活水準を保障することができた。最低生活水準以上の年金については公的年金の範囲とは考えず、企業、民間に任せることとする。分析の結果からも廃止したときのほうが個人の効用は高まる。

また、私たちの改革案に対するデメリットへの対応として

#### (4) 保険料払い済み被保険者に対する処置

現在まで保険者が支払った保険料は全額返済することとする。制度変更によりかかる費用の合計は約255兆円である。国債発行によってまかなう。国債は消費税によって返済していく。国債返済のための消費税1%の増税で約150年かけて返済していく。

#### (5) 若年者から老年者への一方的な所得移転による少子化への対応

分析の結果、若年者の負担増と少子化が負の関係であることがわかった。年金財源を考える際に若年者に一方的に負担を求めるのはかえって悪影響を及ぼしかねない。よって若年者の負担軽減策の一つとして我々は相続税の導入を検討する。日本の相続税は課税最低限の高さから相続税が実際に課税されるケースは非常に少なく、一部の資産家のみであり、国際的に比較しても日本の相続税の負担率は低いため、増税する余地がある。

また、相続税は経済成長に対して負の影響を及ぼすが、その影響は小さく、経済学の観点から、世代間移転により経済成長が起こることがわかっているため、相続税は老人から若者へのトランスファーとして有効である。先行研究『少子高齢化時代における相続税及び贈与税のあり方について』（畑・2005）より相続税増税の有効性について示していることから私たちは、相続税を年金の財源に推奨する。

## 目次

### はじめに

## 第1章 現状整理

- 第1節 現在の年金制度
  - 第1項 年金制度の歴史
  - 第2項 年金改革案 一自民党案と民主党案
- 第2節 年金制度の存在意義
- 第3節 実生活に占める年金の実情

## 第2章 問題意識 一年金制度における職業間格差

- 第1節 公的年金における職業間格差
  - 第1項 1階建て部分における職業間格差
  - 第2項 2階建て部分における職業間格差
  - 第3項 公的年金以外の年金
  - 第4項 最低生活水準確保までの過程における格差
- 第2節 税方式への移行
  - 第1項 現行の保険料方式の問題と税方式移行の意義
  - 第2項 年金主財源を消費税に帰着させる意義
- 第3節 年金一部財源としての相続税の可能性
  - 第1節 若年者から老年者への一方的な所得移転が生み出す少子化
  - 第2節 年金一部財源として相続税の導入

## 第3章 分析

- 第1節 現行制度での第一号被保険者と第二号被保険者の効用 一先行研究に加えるオリジナリティ
- 第2節 現行制度と改革案との比較

## 第4章 政策提言

- 第1節 改革案
- 第2節 改革案によるデメリットへの対応

おわりに

参考文献・データ出典

## はじめに

---

私たちの人生設計において、必要不可欠である年金。現在の年金制度に自分たちの将来を託すことができるのだろうか。私たちは、現在の日本の年金制度に対して抜本的改革案を提言する。

現在、わが国の公的年金制度の現状を見てみるとどうだろうか。保険料の未納問題、宙に浮いた年金問題。年金のニュースを見ない日はないというくらい年金の問題は山積みとなり、世間を騒がせている。急速な少子高齢化の進展による年金の持続性への不安、ライフスタイル・雇用形態の変化による年金制度加入の複雑化、給付率低下による不公平感など、国民の年金に対する不信感が高まる一方である。このままでは公的年金財政はますます悪化してしまう。

もちろん年金制度の改革については長い間、国会や多くの有識者によって議論がなされてきた。しかしながら、未だ有効な解決策は見出されていない。

私たちは、年金制度の歴史や現在の年金の概要を確認し、制度の実情を考察することで、年金制度の存在意義と現在の制度の問題点を挙げた。その中でも年金における職業間での格差に焦点を当て、この課題の解決を最重要課題とした。未納問題など年金の財源を確保するための議論は、日々政治の舞台で行われている。しかし、制度において、しかも職業間の格差にスポットを当てた議論は未だに行われていないのが現状である。職業選択の自由を憲法で謳いながら、自らが就く職業によって将来自らが現役を引退した後の生活に対する安定度に違いが生じるのは許されるのだろうか。

私たちは最低生活保障を得るまでの過程における職業間格差を是正するために、年金財源の転換が必要であると考えた。2 期間 2 世代モデルによって現行制度と改革案それぞれの場合における被保険者の効用を分析し、その結果、抜本的な公的年金制度を提言した。これから、社会に出て行こうとする学生として、この提言が少しでも社会に反映されることを期待している。

# 第1章 現状整理

## 第1節 現在の年金制度

### 第1項 年金制度の歴史

公的年金制度は、すべての国民の生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とする公的年金制度である。

昭和 34 年 1 月、法制定についての社会保障制度審議会の答申を得て、同年 2 月に衆議院に「国民年金法」が提出され、同年 3 月 24 日に衆議院で可決され、衆議院において同年 4 月 9 日可決成立し「国民年金法」が制定された。これが国民年金制度の主な沿革である。

年金制度は個々の職業で個別に出来、後に統合されたことが職業間の年金格差や年金の複雑化を生んだ要因の一つであろう。現在の公的年金は基金を除き、国民年金・厚生年金・共済年金（国家公務員等共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団）である。

#### 公的年金制度の沿革（老齢・退職年金）

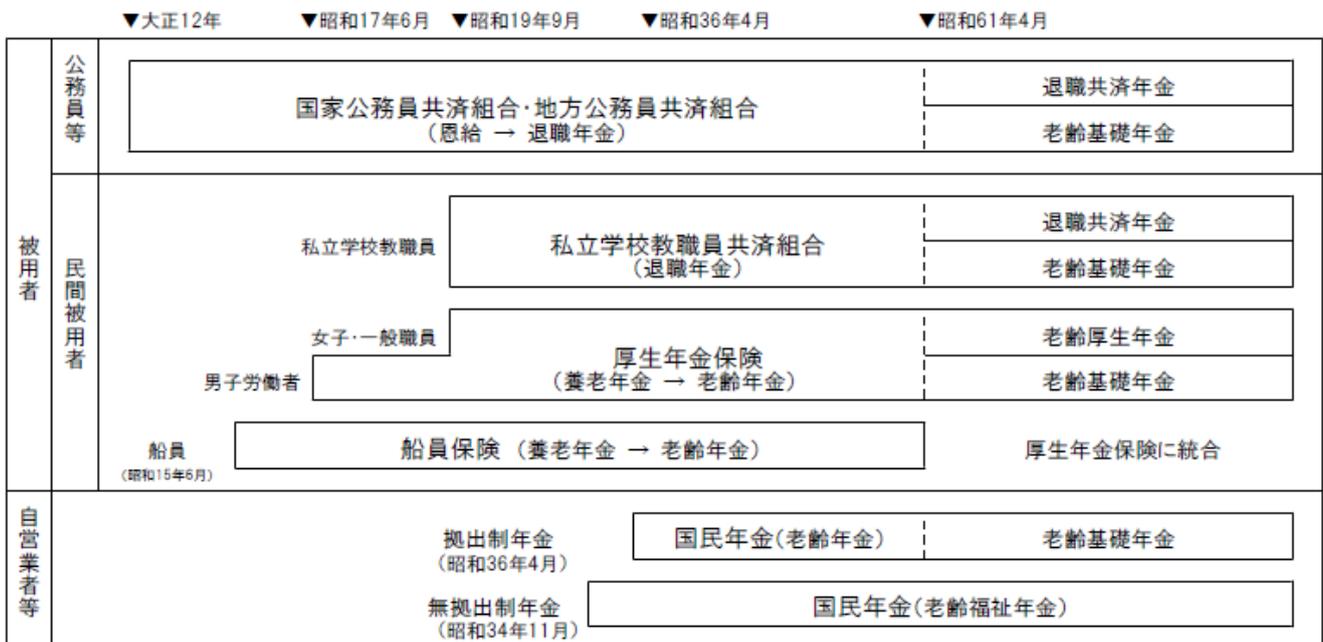


図 1 社会保険庁 HP より

国民年金制度の主なあゆみ

制度の創設	昭和34年 ●国民年金法の成立(昭和34年4月16日) ●福祉年金の支給開始(昭和34年11月1日) 昭和35年 ○国民年金の適用事務開始(昭和35年10月1日) 昭和36年 ☆国民年金法の全面施行・保険料徴収の開始(昭和36年4月1日) ●通算年金通則法の施行(昭和36年11月1日)
制度の充実	昭和41年 ●夫婦で1万円年金の実現(昭和41年12月1日) 昭和44年 ●夫婦で2万円年金の実現(昭和45年7月1日) 昭和45年 ☆保険料の特例納付(昭和45年7月1日～昭和47年6月30日) 昭和48年 ●年金額の物価スライド制の導入(昭和41年12月1日) ●夫婦で5万円年金の実現(昭和48年11月1日) 昭和49年 ☆保険料の特例納付(昭和49年1月1日～昭和50年12月31日) 昭和53年 ☆保険料の特例納付(昭和53年7月1日～昭和55年6月30日) 昭和57年 ○被保険者の資格要件の国籍要件を撤廃(昭和57年1月1日)
少子・高齢化への対応	昭和61年 ●基礎年金制度の導入(全国共通の年金制度)(昭和61年4月1日) 平成 2年 ●年金額の完全自動物価スライド制の導入(平成2年4月1日) 平成 3年 ○学生の強制加入(平成3年4月1日) 平成 7年 ●短期在留外国人に対する脱退一時金の支給(平成7年4月1日) ○第3号被保険者の届出の特例(平成7年4月1日～平成9年3月31日) 平成 9年 ●基礎年金番号の導入(全制度共通の一人一番号制)(平成7年4月1日) 平成12年 ☆学生納付特例制度の導入(平成12年4月1日) ○国民年金の適用事務等の見直し(同上) 平成14年 ☆国民年金保険料の収納事務を国が一元的に実施(平成14年4月1日) ☆半額免除制度の創設(同上) ○第3号被保険者の届出が事業主経由に変更(同上) 平成16年 ●基礎年金額の改定方法の変更(マクロ経済スライド)(平成16年10月1日) ☆市町村等からの税情報の提供に関する法整備(同上) 平成17年 ☆国民年金保険料の段階的引き上げ(平成17年4月1日) ☆若年者納付猶予制度の創設(平成17年4月1日～平成27年6月30日) ☆申請免除の所得基準の見直し(平成17年4月1日) ☆申請免除の遡及承認(同上) ☆追納加算率の見直し(同上) ☆保険料口座振替の割引制度の導入(同上) ○第3号被保険者の届出の特例(同上) 平成18年 ●障害基礎年金と老齢厚生年金の併給が可能(平成18年4月1日) ☆多段階(4段階)免除制度の導入(平成18年7月1日) 平成19年 ●受給権者の申出による年金給付の支給停止制度の導入(平成19年4月1日施行)

●=年金給付関係 ○=適用関係 ☆=保険料・免除関係

図 2 社会保険庁 HP より

年金制度は5年ごとに改正され、平成16年年金制度改正では10点について改正された。以下、紹介していく。

1点目は、100年間の給付と負担の姿を明確にすることである。改正前は、将来にわたって給付と負担が均衡するよう5年毎に給付と負担を見直すとされていたが、おおむね100年の間で給付と負担を均衡させ、保険料の将来水準を固定し引き上げ過程と共に法律上明記し、給付水準の下限も法律上明記することとなった。

2点目は、保険料の上昇は極力抑え、将来水準を固定することである。改正前は、厚生年金13.58%、国民年金13,300円であったが、厚生年金は18.3%（毎年0.354%引上げ）、国民年金は16,900円（毎年280円引上げ）へと毎年引き上げられ、2017（平成29）年以降は保険料水準を固定することとなった。

3点目は、年金を支える力と給付のバランスを取れる仕組みとすることである。改正前は、年金額は一人当たりの賃金や物価の伸びに応じてスライドさせていたが、年金を支える力（被保険者数）の減少に対応し、給付と負担のバランスを自動的に取ることができる仕組みに変更となった。

4点目は、老後生活の基本的部分を支える給付水準を確保することである。改正前は、自動調整の仕組みだけでは給付は際限なく下がる可能性があったが、標準的な年金需給世帯の給付水準は、現役世代の平均収入の50%を上回る水準を確保することとなった。

5点目は、基礎年金への国の負担を3分の1から2分の1にすることである。改正前は、基礎年金の国庫負担割合は3分の1であったが、平成16年度から2分の1への引き上げに着手し、平成21年度までに完全に引き上げることとなった。

6点目は、生き方・働き方の多様化に対応した制度にすることである。高齢者、女性、障害者などさまざまな方々の多様な生き方・働き方に対応できる制度となるよう高齢者の就業と年金、女性と年金、年金制度における次世代育成支援、障害年金の改善などについて所要の処置を行う。

7点目は、自営業者等の保険料（国民年金保険料）の未納対策を徹底することである。国民年金保険料の納付率を5年後に80%にするという目標の実現に向けて多段階免除の仕組みを作り、若年者に対する納付猶予制度の導入などの制度的な対応を行う。

8点目は、若い人にも年金について分かりやすく情報提供をすることである。保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金にかかわる個人情報、若い人にも分かりやすく伝える。

9点目は、安全で効率的な年金積立金の運用を可能にすることである。専門性を徹底し、責任の明確化を図ると共に、グリーンピア業務や住宅融資業務を廃止して運用業務に特化するため、現在、年金積立金の管理運用を行っている特殊法人（年金資金運用基金）を廃止し、新たに独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人）を創設する。

10点目は、年金の保険料の無駄遣いを排除することである。グリーンピア事業や年金住宅融資事業を17年度に廃止する。年金福祉施設については、今後、保険料を投入せず、売却を進める。

以上の10点が平成16年の年金制度改正において改正された部分である。

## 第2項 年金改革 — 自民党案・民主党案

また、依然として国会では、複雑な年金制度を簡略化しようという動きがあり、政府与党と野党では一元化に向けた統合方法に相違が見られる。そこで、自由民主党案と民主党案のそれぞれの違いについて比較していく。

自民党は、年金一元化を厚生年金と共済年金の所謂 2 階建て部分にのみに絞って言及している。また、一元化した後も現行の保険料方式を採用する。さらに、2009 年度までに基礎年金の国庫負担を現在の 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げる方向で準備をしている。

それに対して民主党は、年金一元化を厚生年金と共済年金だけに留まらず国民年金も統合することを言及している。また年金方式は自民党とは異なり、基礎年金部分を税方式に移行しようとしている。つまり、基礎年金部分は最低保障年金という形を取り、全て税で賄うということである。このように税方式にすることによって掛け金と言う考え方がなくなり未納問題を解決し、さらには全員が確実にその部分だけは確保されることになるという。

自民党案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生年金と共済年金を統合する。</li> <li>・ 現行の保険料方式を統合する。</li> <li>・ 2009 年度までに基礎年金の国庫負担を 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げる準備をしている。</li> <li>・ 民主党案の「基礎年金部分を全額消費税で賄い、税金を上げずに財源を持つ」とする案に対して無理ではないかと主張している。</li> </ul>
民主党案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生年金、共済年金、国民年金を統合する。</li> <li>・ 基礎年金部分は税方式に移行する。</li> <li>・ 基礎年金部分は最低保障年金という形を取り、全て税で賄う。掛け金という考え方がなくなるため未納者もいなくなり、また全員が確実にその部分だけは確保される。</li> </ul>

表 1 自民党案と民主党案の比較（朝日新聞より作成）

## 第2節 年金制度の存在意義

わが国の年金制度は、国民年金（基礎年金）を基礎とした 3 階建てで、(1) 国民皆年金、(2) 社会保険方式、(3) 世代間扶養、という特徴を持っている。

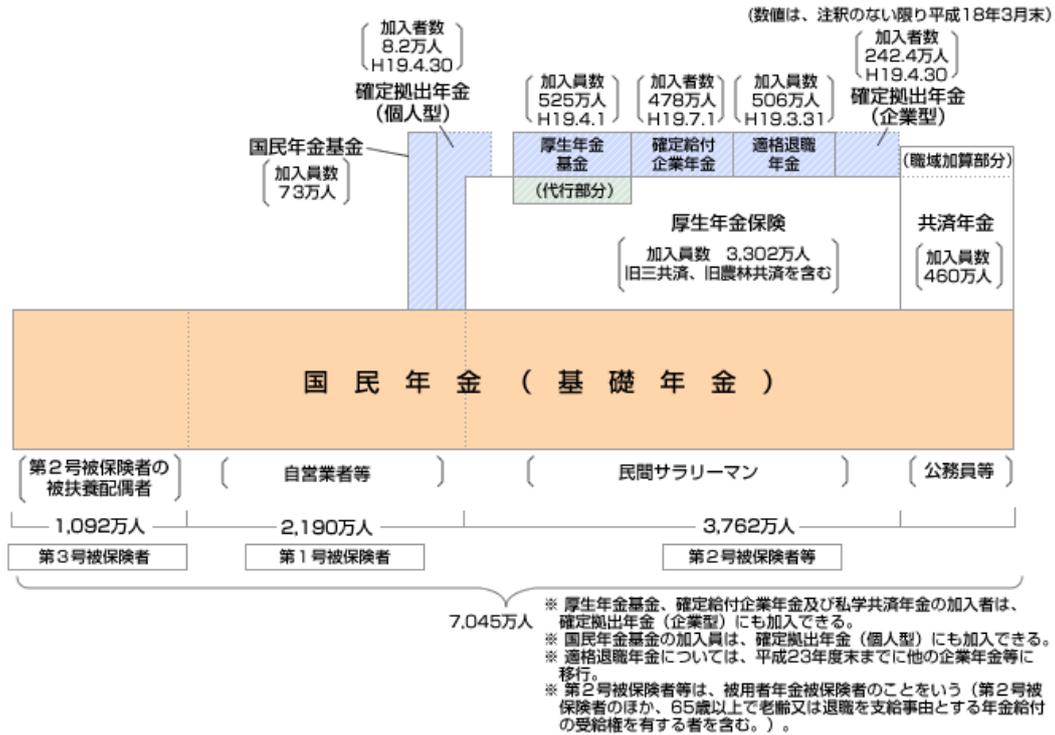


図 3 年金制度の体系 (厚生労働省年金局年金財政 HP)

### (1) 国民皆年金

わが国の公的年金制度は、自営業者や無業者を含め、国民すべてが国民年金制度に加入し、基礎年金給付を受けるという国民皆年金の仕組みとなっている。

昭和 36 (1961) 年に自営業者等を対象とする旧国民年金制度が発足し、国民皆年金が実現した。しかし、当時は、現在の国民年金制度・基礎年金給付のように国民すべてを対象にする制度はなく、分立した制度体系をとっていた。そのため、産業構造の変化等によって財政基盤が不安定となるなど、加入している制度により給付と負担の両面で不公平が生じていた。このため、昭和 60 (1985) 年改正において、全国民共通に給付される基礎年金を創設するとともに、厚生年金等の被用者年金は、基礎年金給付の上乗せの2階部分として、報酬比例年金を給付する制度へと再編成した。

こうした国民皆年金制度をとっていることにより、安定的な保険集団が構成され、社会全体で老後の所得保障という問題に対応していくことが可能となっている。

基礎年金は、老後生活の基礎的部分を保障するため、全国民共通の給付を支給するものであり、その費用については、国民全体で公平に負担する仕組みとなっている。具体的には、基礎年金給付費総額を各制度に属する被保険者(加入者)数等に応じて負担している。

### (2) 社会保険方式

わが国の公的年金は、社会保険方式となっている。公的年金制度の加入者は、それぞれ保険料を拠出しそれに応じ年金給付を受ける。したがって、基本的には保険料を納めなければ年金はもらえないし、納めた期間が長ければ支給される年金も多くなる。自分が若いときに納めた保険料の見返りとして年金をもらえるという社会保険の仕組みは、給付と負担の関係が明確であることから、国民の理解を得やすい面がある。したがって公的年金制度は、老後

の所得保障を確保し、高齢者になったときに社会的に肩身の狭い立場から解放され、子どもによる扶養などに頼ることなく自立して生活できるようになる仕組みである。

社会保険である公的年金は、強制加入の仕組みをとっている。強制加入としている理由は、若いころから老後に備えて必要なお金を十分に貯蓄しておくという人は多くはないことから、やりなおしのきかない人生を後になって後悔しないようにするという個人の視点でみた必要性である。それとともに、現役世代の国民が全員参加で公的年金を支えることを義務づけることによって安定した所得保障制度を構築するという制度全体の視点からみた必要性があるからである。

また、公的年金は貯蓄と違い、自分の納めた保険料が利子とともにそのまま自分に返ってくるというものではない。公的年金は、現役時代の給与の低い人にも最低生活水準の年金を保障する仕組みとなっており、いわば所得再分配を伴うものとなっている。

国民年金については、無業者など保険料負担が困難な人も被保険者（加入者）となるので、このような人に対しては保険料免除の制度を設け、年金受給権を保障している。

公的年金の財源は、保険料収入および積立金の運用収入を基本とするものだが、基礎年金の給付に必要な費用の3分の1（平成21（2009）年度までに2分の1へ引き上げ）は、国庫で負担している。

### (3) 世代間扶養

かつて高齢者は、子どもによる私的な扶養や老後のための私的な貯蓄等によって老後生活を送っていた。

貯蓄については、誰でも自分の寿命は予想できないし、必要十分な貯蓄額を事前に知ることとはできない。しかも、若いころから引退時、さらに寿命を全うするまでには何十年という長い時間があり、予想を超えるインフレによる貯蓄の目減りなどが生じる可能性もある。

子どもによる私的な扶養も不安定である。頼る子どもがすべての人にいるわけではないし、子ども自身の経済状況に左右されることになる。日本の社会の構造変化、特に第1次産業で働く人の激減、核家族化や若者の都会への集中、サラリーマン化等により、私的な扶養に頼ることはさらに難しくなった。また、平均寿命が大幅に伸び、老後生活が長期化したことも、私的な扶養や貯蓄によって老後生活を送ることを困難にしている。

今日、公的年金は、基本的には現役世代の保険料負担で高齢者世代を支えるという世代間扶養の考え方で運営されている。これは、一人一人で行っていた老親の扶養・仕送りを、社会全体の仕組みに広げたものである。現役世代が全員でルールに従って保険料を納付し、そのときそのときの高齢者全体を支える仕組みは、私的な扶養の不安定性やそれをめぐる気兼ね・トラブルなどを避けるというメリットがある。また、現役世代が生み出す富の一定割合をそのときそのときの高齢者世代に再分配するという仕組みをとることにより、物価スライドによって実質的価値を維持した年金を一生にわたって保障するという、安定的な老後の所得保障を可能にしているのだ。

年金は、高齢者世代にとってはもちろんのこと、若い世代にとっても、自分の親の私的な扶養や自分自身の老後の心配を取り除く役割を果たしている。年金は、個人個人の自立を高め、社会の発展、安定に貢献している側面がある。

このように、年金は、国民の生活・経済からみて不可欠な、重要な存在となっているといえる。公的年金制度は、国民健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としているのでこれらの3つの特徴を満たすことで存在意義があるといえる。

### 第3節 実生活に占める年金の実情

現在の公的年金の制度の概要で述べたとおり、公的年金制度の必要性は疑いの余地がないように思われる。

ここで、国民の公的年金に対する意識を取り上げてみたいと思う。

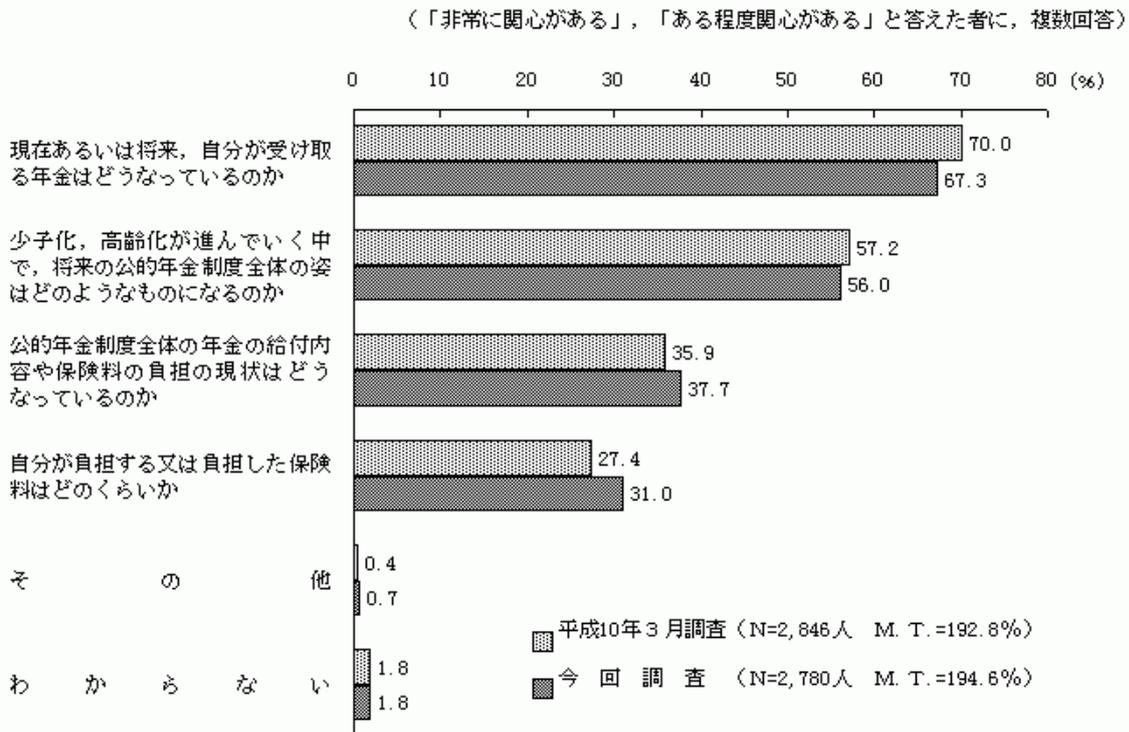


図4 公的年金制度に対する関心の内容（公的年金制度に関する世論調査・平成15年より）

図4は、国民の公的年金制度に対する関心を表したものである。この図から見てとれるように、「国民は現在あるいは将来、自分が受け取る年金がどうなっているのか」については7割程度とある程度関心を持っていると言える。しかし、「少子化、高齢化が進んでいく中で、将来の公的年金制度全体の姿はどのようなものになるか」や、「公的年金制度全体の年金の給付内容や保険料の負担の現状はどうなっているのか」「自分が負担する又は負担した保険料はどのくらいか」などといった制度自体に関する関心は比較的低い。これは、公的年金制度が大変複雑であることや、将来の少子高齢化の具体的なイメージやそれが年金にもたらす影響を十分に予測できていないことが原因であると言えよう。

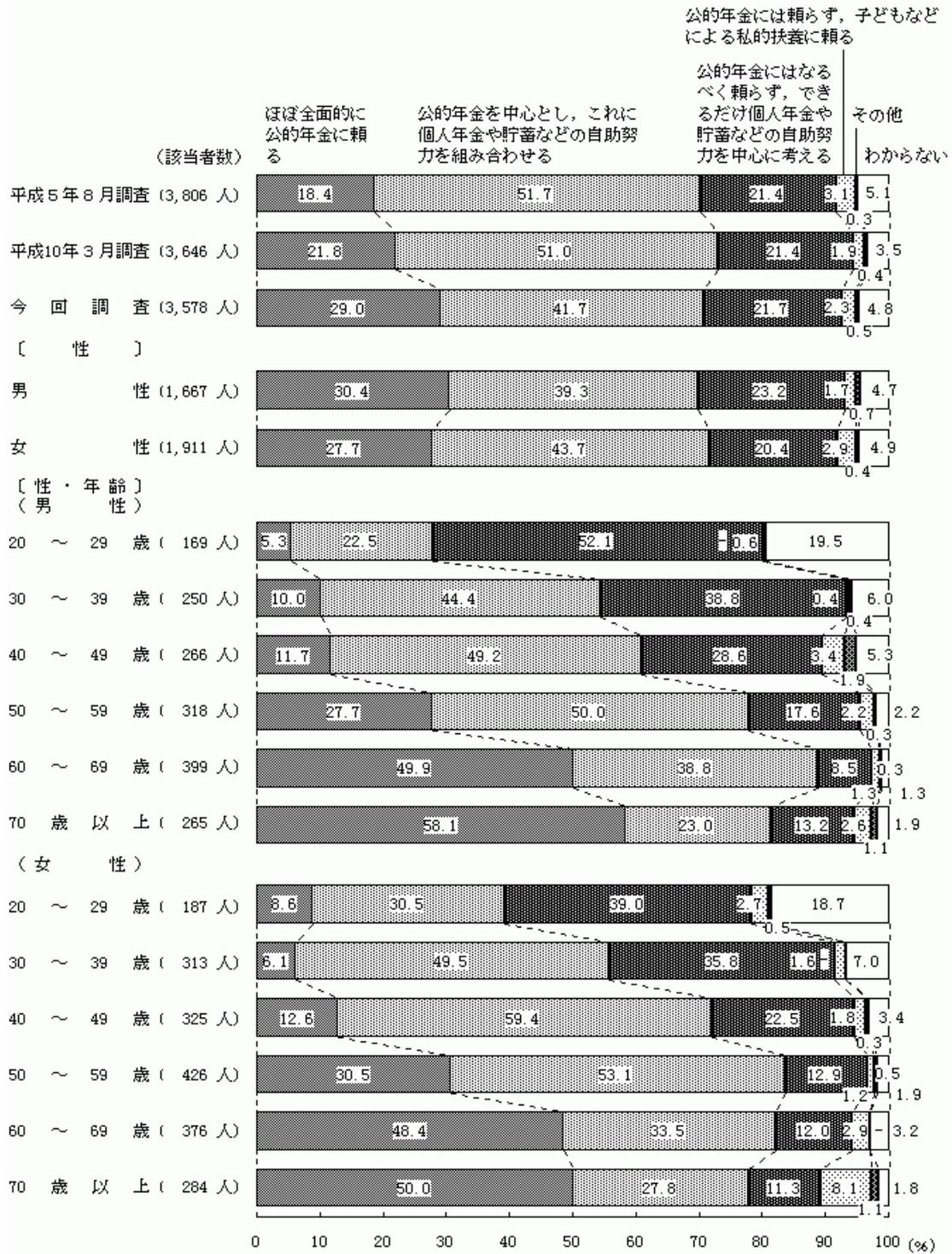


図5 老後の生活設計の中での公的年金の位置付け (公的年金制度に関する世論調査・平成15年より)

図5は老後の生活設計の中での公的年金の位置付けを表したものである。平成10年・平成15年を比較すると老後の生活を年金に頼ると答える人が、徐々に増えてきていることがわかる。また、性・年齢別に見ると、男女ともに若年層ほど公的年金には頼らないと答えた

人が多いが、逆に老年層では公的年金に頼ろうとする人が多いことが分かる。特に、70 歳以上では、半数以上が老後の生活を「ほぼ全面的に公的年金に頼る」と答えている。

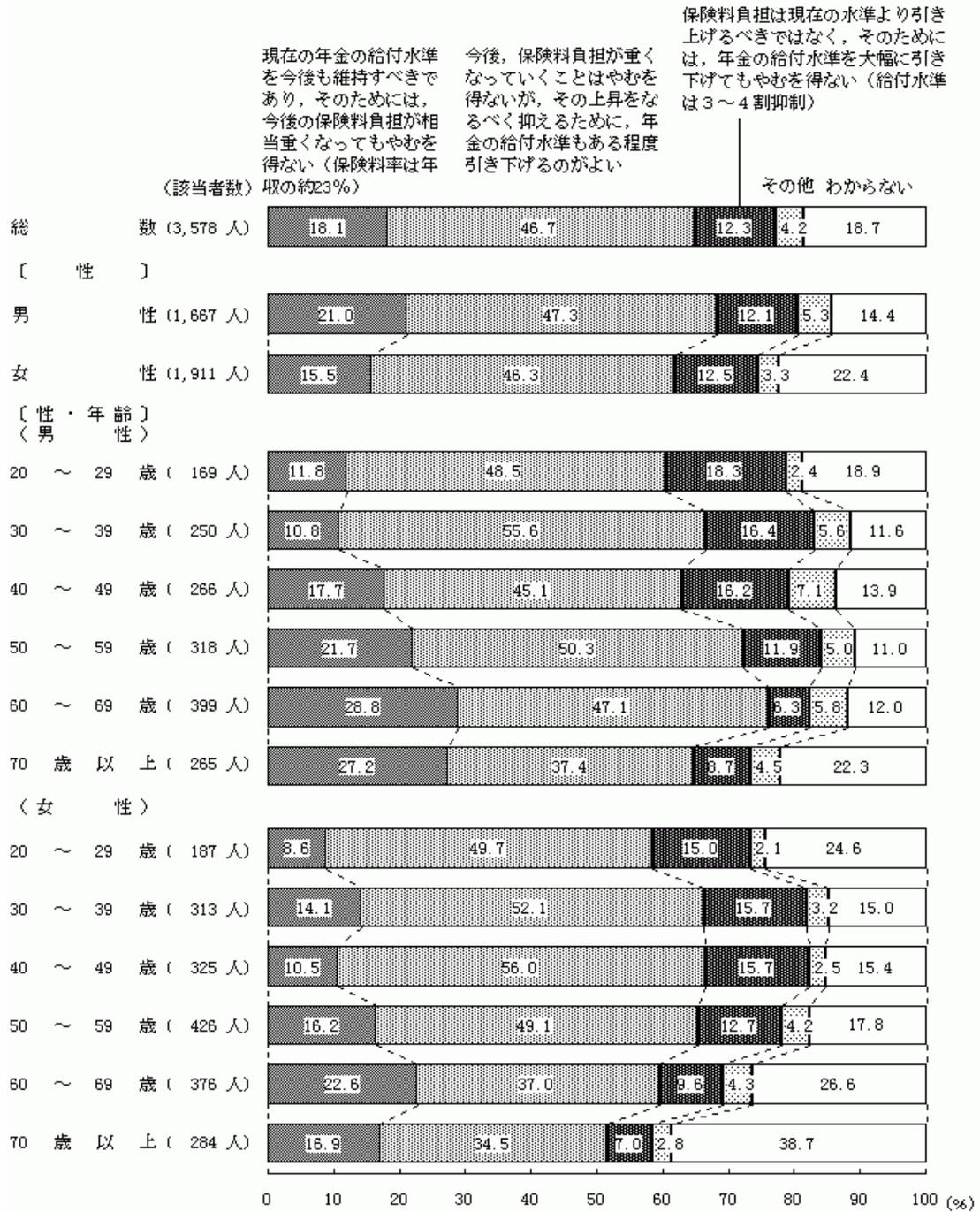


図6 今後の公的年金の給付と負担のあり方について（公的年金制度に関する世論調査・平成15年より）

図6は、今後の公的年金の給付と負担のあり方についてのグラフである。性・年齢によって多少のばらつきはあるものの、全体の約20%が「現在の年金の給付水準を維持するためならば、今後の保険料負担が相当重くなってもやむを得ない」と回答している。また、半数近くの人が「保険料負担が重くなるのは仕方ないが、その上昇をなるべく抑えるために

は年金の給付水準を引き下げるのがいい」と答えている。一方で、「保険料負担を現在の水準より引き上げるべきではない」と答えた人は全体の10%余りである。これらのことから、国民は年金の給付をある程度維持するためであれば、保険料負担が重くなってもいいと考えていることがわかる。

年金制度は人生設計の一つとなる基礎制度である。しかし、現在、特に若年世代に対する年金への不信感は短期的な問題よりも長期的なサステナビリティに対する不信感であると考えられる。年金において必要なのは、ある給付水準で確実に支払われるという約束である。よって、より個人レベルでの確実性と予見可能性が必要となる。未納・未加入者が基礎年金全体では3.8%であるものの、第一号被保険者では、12.6%に上っている現行制度では、制度運営の非対称性、そして、そこから来る将来世代への負担の転嫁等の問題により年金制度への信頼性が低下していることが明らかである。しかしながら、この未納・未加入を許す制度であってはならない。

少子高齢化の現在こそ真の国民皆年金制度が必要である。このような未納・未加入を第一号被保険者にだけ許しておくことはさらなる不公平を生み出し、不信感を募らせるだけである。国民年金の必要性は疑う余地がない以上、それを国民全員で支えていくのが当然のことである。

現状では、保険料を引き上げるか、給付の水準を引き下げる以外に制度を持続することができないとされている。そうした財源及び制度運営の問題点を解決し、基礎的な年金制度の普遍性を実現する。そのために私たちは主財源として消費税を用いて、年金の持続性を維持していくことを考える。

## 第2章 問題意識

# 一年金制度における職業間格差

---

### 第1節 公的年金における職業間格差

#### 第1項 1階建て部分における職業間格差

まず1階建て部分にあたる国民年金は20歳以上が強制的に加入する皆年金である。受給面に関して格差はないのだが、保険料において差が生じている。第一号被保険者の保険料は所得捕捉の問題、いわゆるクロヨン、トーゴーサンの問題により定額（14,100円、H19年）であり、納付方法は個人自らが納付するシステムをとっているが、第二号被保険者はそれぞれ加入する厚生年金、共済年金から天引きで一定割合納税する形をとっている。また妻という立場でも差が生じている。第二号被保険者の妻である第三号被保険者は所得が130万円未満であると保険料が免除にされるが、第一号被保険者の妻は同じ妻の立場でありながら、保険料を自己負担しなければならない。このように保険料において格差が生じている。

また徴収方法で、第二号被保険者が強制的な天引きであるのに対し、第一号被保険者の納付において形式は強制加入としているが、特別な罪にもならず、事実上任意加入となっているのが現状である。これがいわゆる未納、未加入問題であり、皆年金という大きな社会意義を揺るがす根本的な制度問題である。この徴収の強制力においても格差がみてとれる。

#### 第2項 2階建て部分における職業間格差

次に2階建て部分であるが、第一号被保険者、第三号被保険者には公的年金が存在していない。第二号被保険者についてのみ公的年金が存在する。つまり、第二号被保険者は2階建て部分まで国の年金制度に頼ることができるが、第一号、第三号被保険者は一階建て部分以上の老後の資金については各自で準備しなければならないのである。

第二号被保険者には二つの公的年金が存在する。一つは主にサラリーマンを対象とした厚生年金、もう一つは公務員を対象とした共済年金である。ここでも中小企業などでは企業負担分が重荷となって第二号被保険者になれないケースも存在する。

次に厚生年金と共済年金について進めていきたい。厚生年金とは、正式には厚生年金保険と言い、主としてサラリーマンが加入する公的年金制度である。厚生年金保険は、厚生年金保険法によって定められている。共済年金とは、正式には共済組合と言い、公務員が加入する公的年金制度である。共済組合には、国家公務員が加入する国家公務員共済組合、地方公務員が加入する地方公務員等共済組合、私立学校教職員が加入する私立学校教職員共済制度

がある。厚生年金、共済年金ともに働き始めると強制加入となる。厚生年金と共済年金について比較する。

- ・ 受給資格…厚生年金が 25 年であるのに対し、共済年金は 20 年である。
- ・ 保険料…厚生年金については、平成 15 年 4 月より総報酬制が導入されており、毎月の保険料のほかに賞与（ボーナス）に対する保険料<sup>2</sup>も納めなければならない。標準報酬月額が 1 等級から 30 等級までわかれているが、30 等級以上は皆同じ扱いとなる。保険料率は 14.642%（2006 年 9 月）であるが、毎年 0.354%上昇しており、最終的に 2017 年には 18.3%となる。企業と被保険者が半分ずつ負担する労使折半である。  
一方の共済年金であるが、国家公務員は 14.769%、地方公務員は 14.092%、私学共済は 11.368%である。この数字だけを比べればさほど大きな格差はないように見えるが、公務員の保険料率には職域加算の部分も含まれているため、実質的な保険料率は厚生年金より国家公務員共済組合で約 0.8 ポイント、地方公務員等共済組合で約 1.6 ポイントも低くなっている。また現行制度でいくと、共済年金の最終的な実質保険料率は 16.5%までしか上がらず、厚生年金との格差がさらに 1.8 ポイント拡大する。こちらも地方、国と被保険者が半分ずつ負担する労使折半の仕組みとなっている。
- ・ 支給年齢…両者ともに 65 歳
- ・ 受給額…大きな差異はないが、共済年金のほうが厚生年金よりも約 20%多いという報告もあり、共済年金優遇であることは間違いない。
- ・ 3 階建て部分…厚生年金は企業年金<sup>3</sup>である。これは企業経営者と従業員の自助努力によって成り立っている。つまり公的年金ではなく、私的年金である。一方の共済年金には、厚生年金にはない職域加算という上乗せ部分が存在する。これは公的年金で、公務員なら誰でも 20 年以上勤務すれば一律に 20%の職域加算がもらえるというもので、厚生年金とほぼ同じ保険料率の掛け金で、20%増の年金額が受け取れる。財務省などはその理由として、「職域加算は、民間で企業年金が普及していること、また公務員は守秘義務やスト権がないなど労働三権が制約されていることなどに配慮して設けられている」と説明している。しかし企業年金は多くの場合、退職金の一部が原資になっているのに対し、公務員には共済年金のほかに退職金制度も存在する。また全て税金で成り立っている。

このように職業により 1 階建て部分の保険料、2 階建て以降の公的年金の有無、あるいは受給資格、保険料、受給額、3 階建て部分における共済年金の優遇が見て取れる。また上で述べた以外にも 2 兆円近くの「追加費用」が税金でまかなわれている点<sup>4</sup>、遺族年金の受給対象が広い「転給制度」が公務員共済にだけ認められている点<sup>5</sup>などさまざまな点で共済年金、公務員優遇措置がみられる。つまり公的年金の保障範囲、同じ範囲でも給付と負担の関係が職業によりバラバラなのである。この現状に国民が不公平感を持ち、年金に対する信頼を失うのは当然のことであろう。

最近の厚生年金と共済年金の一元化案もあるが、その内容も多少の改善があるにしろ共済年金優遇の立場は変わらず、また共済年金自体成熟度が高く破綻寸前であるので、それを厚生年金と統合することで乗り切ろうという魂胆もみられる。

<sup>2</sup>【毎月の保険料額＝標準報酬月額×保険料率】、【賞与に対する保険料額＝標準賞与額×保険料率】でそれぞれ求められる。

<sup>3</sup>企業年金にはいくつか種類がある。

<sup>4</sup>恩給から共済保険への制度移行時に、すでに公務員だった人はそれまでの保険料を当然積み立てていないが、積み立て不足分の年金は「追加費用」として全額税金から補填されるというもの。

<sup>5</sup>年金受給者が亡くなった場合、その遺族は遺族年金を支給されるが、厚生年金が配偶者と子供に受給資格が限定されているのに対して、共済年金は配偶者と子供▽父母▽孫▽祖父母の順番に、最も上位の遺族が受給対象になる。加えて、遺族年金の受給者が亡くなると、受給資格が次の順位の遺族に移る。

### 第3項 公的年金以外の年金

老後の生活資金を得る手段として公的年金以外に様々なものが存在するのである。具体的には貯蓄、民間保険会社の個人年金、企業の持つ企業年金などさまざまである。我々はこの公的年金以外の私的年金の存在が問題とは考えていない。問題なのは老後の最低生活水準を得るまでにおいて、就業形態により格差があることである。

例えば一階建て部分しか公的年金の保障のない第一号被保険者を例にとると、医師といった優れた年金制度をもつ職業に就けば老後生活を安心迎えることができるだろう。しかし自営業者などは貯蓄や、民間の個人年金を頼りにするほかない。しかも破産すれば何の保障もないため非常に苦しい老後生活を迎えないといけない。

このように老後の最低生活水準までの資金を準備するのにも格差があり、我々はこれも重要な職業間格差と考える。先にも述べたが、このような公的以外の年金制度の存在は問題ではないと考える。しかしその役割は最低生活水準以上を求む国民が利用する年金であるべきである。第3項ではその手段選択の例として、民間保険会社が提供する個人年金と医師年金（私的年金）を、また廃止が決定済みであるが公的年金であった議員年金の紹介をする。

#### ・ 議員年金

議員年金は、国会議員互助年金や地方議員の年金のことである。国会議員や地方議員は、国民年金とは別にこれらの議員年金に加入しており、議員年金は特殊な年金制度といえる。

国会議員互助年金とは、国会議員の加入者だけで構成される年金のことである。これは公的年金制度ではなく、互助会制度の年金である。国会法 36 条「議員は、別に定めるところにより、退職金を受けることができる」という規定を元に制定された「国会議員互助年金法」に基づいて支給されている。この「国会議員互助年金法」は、基本的には掛け金なしで給付が受けられる恩給制度が廃止される前に成立したものであり、給付のしくみ等も恩給制度と同じものになっている。

国会議員として 10 年間在職すれば、受給資格を得ることが出来る。在職時の掛金は年間 126 万 6000 円で、現役引退後に最低でも年額 412 万円の議員年金を受け取ることが出来る。受給額は在職期間が 1 年増える毎に年額 8 万 2400 円増える仕組みである。また、在職期間 10 年未満で受給資格が得られない場合でも、在職 3 年以上であれば掛け金の 8 割が戻る仕組みになっている。国会議員互助年金と国民年金について比較した。

	国会議員互助年金	国民年金
受給資格	議員在職期間 10 年間以上 ※3 年以上の場合納付した金額の 8 割返還	被保険者期間 25 年以上
保険料 (年額)	126 万 6000 円	16 万 9200 円
給付額 (年額)	10 年在職で 412 万円 ※在職 1 年ごとに約 8 万 2 千円ずつ増額	40 年支払い (満期) で 79 万 7 千円
受給開始年齢	65 歳	65 歳
遺族年金	年金額の 2 分の 1	18 歳未満のこどもがいる場合のみ
国庫負担率	3 分の 2	3 分の 1

表 2 国会議員互助年金と国民年金の比較

選挙があるために一般のサラリーマンのように継続的に生活費が約束されていない国会議員が、引退後の所得を現役の議員時代から心配することなく、国民の代表として公正中立

な立場で議員活動ができるようにという趣旨で作られた国会議員互助年金であるが、公的年金と比較するとかなり優遇されていることがわかる。

議員年金の掛金の扱いは国の一般会計であり、前述のとおり、年金給付は総務省の「恩給費」から支出されている。この年金制度を支えるために使われる国の負担率は7割程度と、国民年金や厚生年金などの公的年金に比べて高い水準にあったため、批判の対象となっており、2006年4月1日をもって廃止された。しかし、国会議員互助年金が完全に廃止されるのは、40年から50年先になる見込みであるため、議員が優遇されるこの制度の問題は依然として残るであろう。

一方で、地方議会議員の年金制度は依然として継続している。

## ・ 医師年金

医師年金とは、日本医師会が会員福祉の一環として昭和43年10月に発足させたものである。年金制度は基本掛金と加算掛金から成り立っており、その基本掛金と加算掛金を合わせて養老掛金という<sup>6</sup>。まず、基本掛金とは、全員一律に加入することになっており、支払は月払12,000円、年払138,000円、一括払は払込時年齢に応じた金額である。加算掛金とは、任意で加入することになっており、支払は月払一口6,000円で何口でも購入でき、随時払は100,000円単位でいくらでも払うことができる。医師年金の加入資格は、満64歳6ヶ月未満で受給権が発生する満65歳までは会員であることである。

医師年金加入者の死亡時には、医師年金の受給前と受給開始後で給付方法が異なり2種類ある。医師年金受給前に加入者が死亡すると、払込済掛金と利息相当額が遺族一時金となる。ただし、医師年金加入者が56歳以上かつ掛金払込3年以上で死亡したときは遺族年金も選択可能である。また、医師年金受給開始後に加入者が死亡すると、保障期間の残りについて同額の年金が遺族年金となるが、遺族一時金を選択することも可能である。

税金の取り扱いについては、掛金は所得控除の対象にならない。年金（育英年金・傷病年金・遺族年金を含む）は掛金相当額を引いた金額（利息分）が雑所得になり、遺族年金や遺族一時金は相続財産になり、脱退一時金は掛金相当額を引いた金額が一時所得となる。

	基本掛金	加算掛金
加入者	全員一律に加入	任意の加入
支払い	月払：12,000円／月 年払：138,000円／年 一括払：払い込み時年齢に応じた金額	月払：1口6,000円で何口でも 随時払：10万円単位でいくらでも

表3 医師年金の仕組み

以上のように、議員や医師といった特殊な職業に就いているがゆえに入ることが出来る年金制度が存在している。しかしながら、ほとんどの自営業者は貯蓄、もしくは民間の個人年金に加入するほかない。そこで一般的な個人年金を紹介する。

## 個人年金

個人年金保険は、契約時に定めた一定の年齢から年金が受け取れる保険である。基本年金額が毎年一定の「定額型」と、一定期間ごとに増えていく「逡増型」などが存在する。受け

<sup>6</sup>詳しく言えば、基本掛金が基本年金となり、加算掛金が加算年金+積増年金となり、その合計が養老年金である。

取り方としては、一生涯受け取るタイプと、一定期間だけ受け取るタイプとにわけることができる。

民間保険会社の平均的には、負担と給付の関係がだいたい 1.2 強となっている。先の優れた私的年金、公的年金に比べると被保険者には非常に不利な年金システムである。

## 第4項 最低生活水準確保までの過程における格差

第 3 項で紹介したように年金には公的なもの以外にさまざまな年金があり、医者しか加入できない医師年金といった大変優れた企業年金も存在する。しかし優れた企業年金の存在が問題ではない。重要な点は現行の公的年金だけでは国民全員の老後の生活を保障できるものではなく、最低生活水準を得るまでの手段の選択肢に職業によって格差が生じているという点である。

図 7 は高齢者の消費と公的年金の受給額を示したものである。我々がここで考える最低保障水準とは衣食住の基礎的部分、保険医療費、交通通信費の合計 15.6 万円である。平成 10 年に厚生省年金局が行った、「年金改革に関する有識者調査」の結果においても、公的年金でまかなうべき範囲を衣食住の基礎的部分、保険医療費、交通通信費までとの回答が 52.1% と最も多かった。よって生活に最低限必要なのは一人当たり 7 万 8 千円である。以後 7 万 8 千円を最低生活保障額とする。

図 7 を見て明らかなように、第二号被保険者は我々の考える最低生活水準を超える額を受給できているが、第一号被保険者にいたっては満たせていない。つまり、第一号被保険者は各自で老後の準備をしなければならないことになる。すなわち、職業により最低生活水準を得るまでの手段に格差が存在する。例えば自営業者は貯蓄や民間保険会社の利用が一般的であるが、第 3 項で見たとおり職種によっては非常に優れた年金システムを選択できるのである。年金とは老後の所得を得ることができなくなった時期の個人の生活基盤を支える重要な機能である。我々は給付を最低生活保障額まで引き上げ、給付建て年金システムを導入すべきだと考える。

以上第 1 節より、現行の公的年金制度には制度的に給付と負担の関係、また老後の生活資金を得るまでも職業により格差があることが確認できた。我々は、公的年金は国民全員の最低保障額までを公平に保障すべきであると考えます。

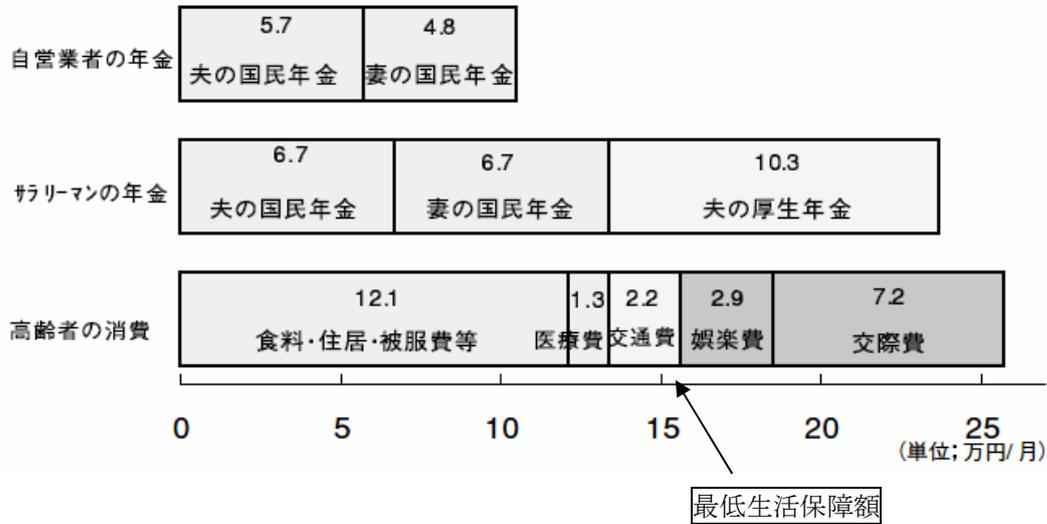


図 7 社会保険研究所「年金白書 平成 11 年度版」より作成

## 第2節 税方式への移行

問題点でも指摘したように現行制度の保険料方式下では拠出面において定額の者もいれば、一定割合天引きされる者、またその強制力の違い等かなりの不備が見られ、さまざまな格差はもちろん年金制度維持可能性すら疑問視される。そこで次に保険料方式の性質と課題を述べていき、税方式への移行することの意義、さらに我々の提案する年金主財源を消費税に、一部財源を相続税にすることの意義を確かめていく。

### 第1項 現行の保険料方式の問題と税方式移行の意義

まず現行制度の保険料方式の特徴と課題を検討してみる。

第一に、保険料方式は負担と給付の関係をリンクさせるものである。しかしこれでは負担を行わないものには給付も行われぬということを意味する。この点を避けるために、国民年金加入者のうち、低所得者等で保険料支払いができない者については、免除制度が用意され、基礎年金の本来給付額の3分の1が支払われることになっている。これは国庫負担に相当する。しかしこれでは、我々の提案する最低保障額には程遠い額である。また2004年度改正で決まった国庫負担の3分の1から2分の1への引き上げは、保険料方式といった性質をさらに曖昧なものとするとは明らかだろう。

第二に、保険料方式では租税と異なり、徴収に関する強制力が厳格でないことがある。第二号被保険者にいたっては天引きという強制力を持った徴収方法であるが、第一号被保険者の徴収方法に関しては名目だけ強制的であるため、現在の未納問題が発生している大きな要因とも言える。

第三は、保険料の算定基礎に関わる問題である。一般の所得税は直接税の形式をとり、同じ賃金所得ベースであれば同じ税負担を行うという意味で水平的公平性が確保されるようにされているが、保険方式を採用する公的年金制度では、異なる職種あるいは異なる世代に属する個人にあっては同じ賃金所得を得ても負担する保険料は異なる。

次に税の持つ特徴に触れていく。一つ目に、原則的に国民全てから徴収されること、二つ目に、強制的に税を徴収すること、三つ目に税と特定の公共サービスとの間に対価関係がないことがあげられる。

国民年金は老後の生活における国民の生活基盤を支えるものであるから、保険料方式による負担と明確なリンクを必ずしも持つ必要はない、つまり「扶助」の要素が強いと考える。よって現行制度の保険料方式は公的年金の性質に反しており、年金の財源は税に求めることが適切であると考ええる。

## 第2項 年金主財源を消費税に帰着させる意義

ここでは、国民年金の財源を税に求めるときにどの税が最も適切であるか考える。国民年金の給付額は現在 15 兆円に達している。この莫大な財源を確保するためには大幅な増税が必要となってくる。さらに、国民年金は老後の生活を支える柱であるので、安定的な財源確保が必須である。莫大な財源が必要になってくることから、有力になってくるのは消費税、所得税、法人税の 3 つである。結論から言うと、国民年金の財源は消費税に帰着させることが最適である。それぞれの特徴と課題を次に述べることとする。

所得税は累進的課税であるため所得再分配効果が期待され、公平性の観点からは望ましい税ではあるが、個人の労働意欲を阻害してしまい、結果経済情勢に大きな負の影響を与えてしまうことが懸念される。さらにクロヨン、トーゴーサン問題が解決されない限り、より職業間格差が拡大してしまい水平的公平性は所得税では達成できない。

法人税においては税率を上げると企業に多大なダメージを与えてしまい、昨今のグローバル化が進み各国間の市場競争が激化する中、日本の経済力を下げてしまう。また、安定的な財源の確保という点からみても、法人税は景気変動に大きく影響を受けやすく安心した年金制度を確立しにくい。

消費税は莫大な財源であり、安定的な財源確保において非常に優れている。また理念からも国民年金の財源は国民全員で負担すべきである。その点においても消費税は広く薄く国民全員に負担させることができる。

## 第3節 年金一部財源としての相続税の可能性

ここまでで公的年金制度の必要性を確認し、職業間における格差是正からせまった一元化の方向性として、第 2 節で年金の主財源を消費税に求めたが、社会的にとってより望ましい財源確保を考えるべきである。本節では我々の提案する相続税の導入意義について考えることとする。

## 第1項 若年者から老年者への一方的な所得移転が生み出す少子化

年金制度持続のために若年者に大きな負担を強いることはかえって社会保障制度持続性を悩ます財源困窮の根本の原因である少子化を促進してしまいかねない。

出生力低下の要因考察をしてある先行研究<sup>7</sup>によると若年者への負担増が少子化を促進しているという分析結果を得ていた。この先行研究では、子育てコストの増加が出生率にどれほど影響を及ぼしているかを計量的に検証しており、実証分析の被説明変数に 47 都道府県の合計特殊出生率、説明変数としていくつかの変数<sup>8</sup>を考慮して 1985 年から 1994 年の 10 年間で推定期間として、回帰分析を行っている。その結果、若者への負担増は少子化につながると導かれていた。

私たちは、最新のデータ（1992 年から 2005 年）を用いて同じ被説明変数と説明変数について重回帰分析を行った。分析により、同じく有意な結果を得ることができたため、現在においても若者の負担増は少子化につながるといえる。そこで、一解決策として被相続人、つまり老年者の資産に課税される相続税についての考察をする。

## 第2項 年金一部財源として相続税の導入

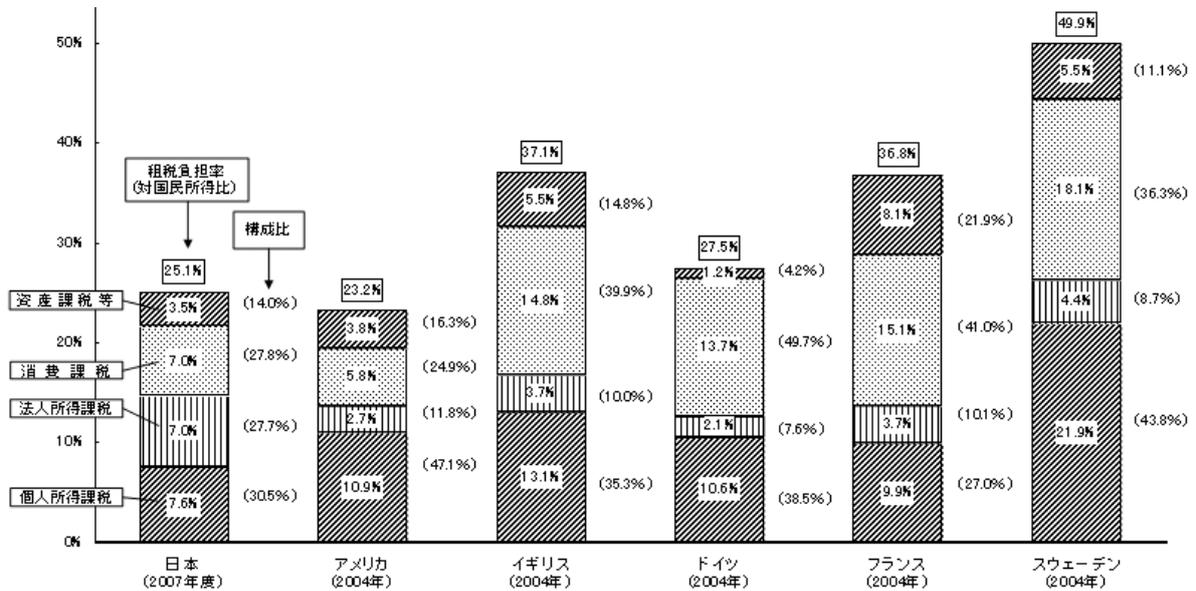
まず、相続税の意義について述べる。わが国の相続税は、相続、遺贈（遺言による贈与）または死因贈与（贈与者の死亡により効果を生じる贈与）により財産を取得した者に対して、その財産の取得の時ににおける時価を課税価格として課される税である。相続税の課税対象となる取得財産には、現金、預貯金や株式などの金融資産のほか、動産や不動産などのあらゆる資産が含まれる。相続税は、これら相続のよって取得した財産をすべて金銭的な価値に置き換えて評価して上で課税される。

相続を契機とした財産移転に対する相続課税の課税根拠については、遺産課税方式を採るか遺産取得課税方式を採るかにより位置付けは異なるが、基本的には、遺産の取得（無償の財産取得）に担税力を見出して課税するもので、所得の稼得に対して課される個人所得課税を補完するものと考えられる。その際、累進課税を適用することにより、富の再分配を図るという役割を果たしている。また、相続課税を、被相続人の生前所得について清算課税を行うものと位置付ける考え方もある。これは、相続課税が、経済社会上の各種の要請に基づく税制上の特典や租税回避などによって結果として軽減された被相続人の個人所得課税負担を清算する役割を果たしている面があるというものである。さらに、公的な社会保障が充実してきている中で、老後扶養が社会化されることによって次世代に引き継がれる資産が従来ほど減少しない分、資産の引継ぎの社会化を図っていくことが適当であるとの観点から、相続課税の役割が一層重要になってきているとする議論もある。

そこで私たちは、現在日本の採用している、財産を取得したものに対して課税する取得税方式ではなく、財産を残した人に課税する遺産税としての相続税を有力な年金の財源と捉える。日本の相続税は課税最低限の高さから相続税が実際に課税されるケースは非常に少なく、一部の資産家のみであり、国際的に比較しても日本の相続税の負担率は低いため、増税する余地があると考えた。

<sup>7</sup> 高山・小川・吉田・有田・金子・小島（2000）「結婚・育児の経済コストと出生力—少子化の経済学的要因に関する一考察—」

<sup>8</sup> 25~29 歳世代の男女の賃金や教育費の物価指数、婚姻率、平均初婚年齢、離婚率、税・保険料負担、25~29 歳の女性人口など



- (注) 1. 日本は平成 19 年度 (2007 年度) 予算ベース、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2005" 及び同 "National Accounts 1993-2004" による。  
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。  
 3. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある

図 8 租税負担率の内訳の国際比較 財務省 HP より

また、相続税は経済成長に対して負の影響を及ぼすが、その影響は小さく、経済学の観点から、世代間移転により経済成長が起こることがわかっているため、相続税は老人から若者へのトランスファーとして有効である。

次に、具体的な数値として、私たちは先行研究に『少子高齢化時代における相続税及び贈与税のあり方について』(畑・2005)を用いた。現行の法定相続分課税方式による遺産取得課税方式を維持した上で、別途 1%の一律課税を行った場合の将来の税収を予測している。課税ベースの算定に当たって、40 歳代以降の世代から死亡率が急激に上昇し始めることから、以下、40 歳代以降の世代を分析の対象とする。

そして、1 世帯あたり家計資産額に 1 年あたり死亡者数を乗じ、死亡者全体の資産額 (課税ベース) を算出した上で、仮に課税ベースに 1%の相続税を一律課税した場合の将来の税収を推計した。なお、家計資産額については、各世代が将来にわたり、世帯主の年齢階級別 1 世帯あたり家計資産額のまま資産形成していくものと想定する。表 4 は 2005 年の推計結果であり、図 9 は 2050 年までの推計結果を時系列にまとめたものである。

2005 (平成 17) 年

	総数	5年間 死亡者合計	1年あたり 死亡者	死亡率	死亡者全体の 資産額	1%一律課税 の税収
40 ~ 44	8,079,140	35,725	7,145	0.000884	2,445	24
45 ~ 49	7,748,487	51,732	10,346	0.001333	3,540	35
50 ~ 54	8,822,145	93,863	18,773	0.002123	9,378	94
55 ~ 59	10,265,019	176,971	35,394	0.003436	17,681	177
60 ~ 64	8,521,930	212,242	42,448	0.004956	26,987	270
65 ~ 69	7,462,125	273,708	54,742	0.007283	34,803	348
70 ~ 74	6,725,553	380,386	76,077	0.011185	52,852	529
75 ~ 79	5,443,242	457,334	91,467	0.016526	63,544	635
80 ~ 84	3,683,228	467,372	93,474	0.024750	64,938	649
85 歳以上	3,354,158	1,493,879	298,776	0.081791	207,566	2,076
40歳以上合計	70,105,028	3,643,211	728,642		483,735	4,837

(単位:死亡者は人、死亡者全体の資産額と1%一律課税は億円)

表 4 1年あたり死亡者、死亡者全体の資産額と1%の一律課税した場合の結果 (先行研究より)

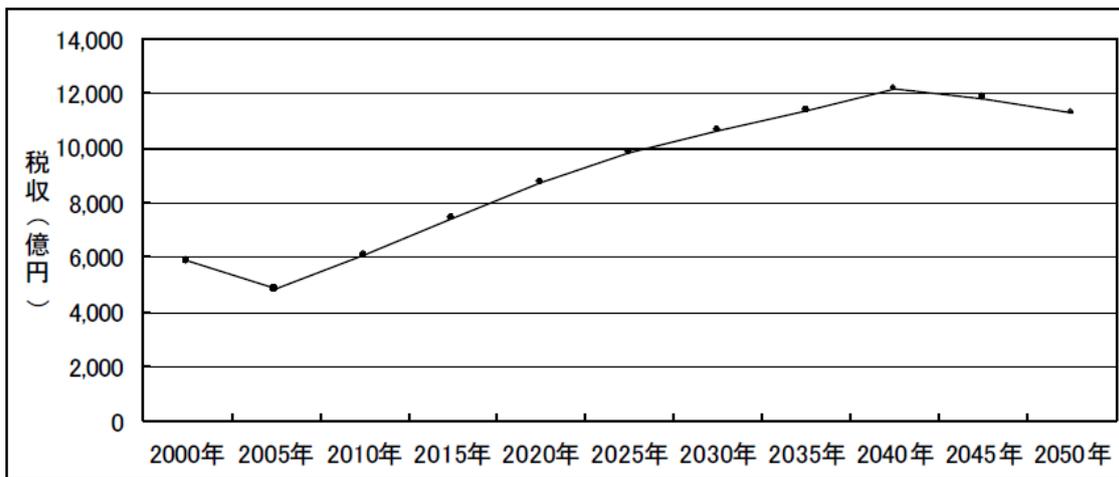


図 9 1%一律課税の税収推移 (先行研究より)

これによると、2005 年で 1%課税すると約 5000 億円の増収で 1%以上の国税収入が増大することになり、2040 年には倍以上の約 1 兆 2000 億円の増収が期待できる。1 年あたり死亡者は 2040 年の約 177 万人をピークに減少し、これに伴って 1%一律課税の税収も同年の約 1 兆 2000 億円をピークに徐々に減少する。しかし、年金財源が最も苦しいと予測されている時期に相続税の一律課税の税収が最も高くなると予測されるので、有効であるといえるだろう。

先行研究で畑はこのように相続税増税の有効性について示している。よって私たちは、相続税を年金の財源に推奨する。

## 第3章 分析

### 第1節 現行制度での第一号被保険者と第二号被保険者の効用 — 先行研究に加えるオリジナリティ

理論モデル・分析を行うにあたって、私たちは橋木・中居（2002）を先行研究とした。橋木・中居モデルでは、第二号被保険者のみを対象とした、勤労期間を生きる世代が、引退期間を生きる世代を支えるという賦課方式による年金制度を家計部門・政府部門・企業部門の3部門から分析する二期間二世帯モデルを使用しており、報酬比例部分の段階的縮小、積み立て方式への移行、消費税導入時の効用を分析していた。

我々はまず現行制度の下で職業間格差という点から分析することとする。オリジナリティとして、第一号被保険者モデルを作成し、第一号被保険者も老後の生活資金確保のため私的年金に加入し、第二号被保険者と同じだけの公的年金給付額を得ると仮定した。第一号被保険者は自営業者、第二号被保険者はサラリーマンを想定している。以下、各部門の行動を定式化し、各未知数を求めていくものとする。

#### ●現行制度の第二号被保険者モデル

##### ①家計部門

家計部門の生涯を通じた効用  $U$  は、勤労期間における消費  $C_1$  と、引退期間における消費  $C_2$  によって決定される。その効用関数は Cobb-Douglas 型とし、各期間の消費の効用ウェイトを  $\alpha$  とする。まず、勤労期間において賃金所得  $w$  の中から、所得税率  $t_1$ 、固定比率の基礎年金保険料率  $p_1$ 、報酬比例の厚生年金保険料率  $p_2$  を支払った後に、消費  $C_1$  と貯蓄  $s$  の配分計画を決める。基礎年金部分も比例報酬部分も賦課方式で運営されているものとする。

引退期間においては、基礎年金部分の  $3 p_1 w (1+n)$ 、報酬比例部分の給付  $2 p_2 w (1+n)$ 、勤労期間に蓄えた貯蓄  $s (1+r)$  の合計  $C_2$  を消費する。次世代に残す遺産は考慮していない。なお、貯蓄した時の利子率を  $r$ 、人口増加率を  $n$  とする。

$$\begin{aligned} \max : U &= C_1 C_2^{1-\alpha} \\ \text{s.t.} \\ C_1 &= (1 - p_1 - p_2 - t_1)w - s \end{aligned} \quad (1) \text{ 式}$$

$$C_2 = (3p_1w + 2p_2w)(1+n) + s(1+r) \quad (2) \text{ 式}$$

(2) 式の両辺を  $(1+r)$  で割ると、

$$\frac{C_2}{1+r} = s + \frac{(3p_1w + 2p_2w)(1+n)}{1+r} \quad (3) \text{ 式}$$

(1) 式と (3) 式の効用最大化条件は、

$$\max H = C_1^\alpha C_2^{1-\alpha} + \lambda \left[ C_1 + \frac{C_2}{1+r} - (1-p_1-p_2-t_1)w - \frac{(3p_1w + 2p_2w)(1+n)}{1+r} \right]$$

上記の Lagrange 関数を  $C_1$ 、 $C_2$ 、 $\lambda$  について偏微分することにより、効用最大化に関する 1 階建て部分の条件が得られる。

$$\frac{\partial H}{\partial C_1} = \alpha C_1^{\alpha-1} C_2^{1-\alpha} + \lambda = 0 \quad (4) \text{ 式}$$

$$\frac{\partial H}{\partial C_2} = (1-\alpha) C_1^\alpha C_2^{-\alpha} + \frac{\lambda}{1+r} = 0 \quad (5) \text{ 式}$$

$$\frac{\partial H}{\partial \lambda} = C_1 + \frac{C_2}{1+r} - (1-p_1-p_2-t_1)w - \frac{(3p_1w + 2p_2w)(1+n)}{1+r} = 0 \quad (6) \text{ 式}$$

(4) 式より、 $\lambda = -\alpha C_1^{\alpha-1} C_2^{1-\alpha}$  これを (5) 式に代入して、

$$(1-\alpha) C_1^\alpha C_2^{-\alpha} - \frac{\alpha C_1^{\alpha-1} C_2^{1-\alpha}}{1+r} = 0$$

$$(1-\alpha)(1+r) C_1^\alpha C_2^{-\alpha} = \alpha C_1^{\alpha-1} C_2^{1-\alpha} \Leftrightarrow C_2 = C_1 \frac{(1-\alpha)(1+r)}{\alpha}$$

これを (6) 式に代入すると

$$C_1 + C_1 \frac{(1-\alpha)}{\alpha} - (1-p_1-p_2-t_1)w - \frac{(3p_1w + 2p_2w)(1+n)}{1+r} = 0$$

$$C_1 = \alpha \left[ (1-p_1-p_2-t_1)w + \frac{(3p_1w + 2p_2w)(1+n)}{1+r} \right] \quad (7) \text{ 式}$$

## ②政府部門

政府部門の歳入は、徴収した所得税  $t_1 w$  と国債発行による調達額  $Z$  である。

一方、歳出は基礎年金の負担  $\frac{p_1 w}{1+n}$  と政府支出  $G$  である。

これを定式化すると以下ようになる。

$$t_1 w + Z = \frac{p_1 w}{1+n} + G \quad (8) \text{ 式}$$

### ③企業部門

企業部門の投入要素は資本と労働である。

Cobb-Douglas 型の生産関数とした。生産額を  $y$ 、資本—労働比率を  $k$ 、資本分配率を  $a$  とする。

$$y = k^a \quad (9) \text{ 式}$$

完全競争下で利潤最大化を行っているとは仮定すれば、利子率は資本の限界生産性に、賃金は労働の限界生産性に等しくなる。なお、厚生年金保険料の企業負担分を考慮したので、賃金に厚生年金保険料率  $p_1$ 、 $p_2$  を含んでいる。

$$r = a k^{a-1} \quad (10) \text{ 式}$$

$$(1 + p_1 + p_2)w = (1 - a)k^a \quad (11) \text{ 式}$$

### ④財市場

モデル全体が理論的な整合性を持つための財市場の均衡条件は、勤労世代の貯蓄がそのまま資本ストックに等しくなることである。

$$k = \frac{s}{1+n} \quad (12) \text{ 式}$$

### ⑤資本市場

資本市場の均衡条件は、家計の貯蓄が資本ストックと国債発行額に等しくなることである。

$$s = (1+n)k + Z \quad (13) \text{ 式}$$

## ●現行制度の第一号被保険者モデル

第二号被保険者モデルとの相違点として、家計の公的年金は基礎年金のみである。第一号被保険者（自営業者）も老後の生活資金を確保するために、第二号被保険者モデルの報酬比例部分に相当する部分にあたるものとして民間保険会社の年金に加入すると仮定する。報酬

比例の厚生年金保険料率  $p_2$  = 民間保険会社の保険料  $h$  とする。制約式として  $2p_2w = 1.4h$  を導入する。

### ①家計部門

$$\max : U = C_1 C_2^{1-a} \quad (14) \text{ 式}$$

s.t.

$$C_1 = (1 - p_1 - t_1)w - h - s \quad (15) \text{ 式}$$

$$C_2 = (3p_1w + 1.42h)(1+n) + s(1+r) \quad (16) \text{ 式}$$

$$\text{制約式} : 2p_2w = 1.4h$$

(14)、(15) 式、制約式を先ほどの (1)、(2) 式と同様に Lagrange 関数を用い次の (17) 式を導出する。

$$C_1 = \alpha \left[ (1 - p_1 - 1.42 p_2 - t_1)w + \frac{(3p_1w + 2p_2w)(1+n)}{1+r} \right] \quad (17) \text{ 式}$$

### ②政府部門

(8) 式

### ③企業部門

(9) 式

(10) 式

(11) 式

### ④財市場

(12) 式

### ⑤資本市場

(13) 式

以上の現行制度の第一号被保険者モデル、現行制度の第二号被保険者モデルの(1)式から(17)式を連立方程式で解き、まとめたものが表5である。

なお、これらのモデルを求める際、資本分配率  $a$  は 0.3、所得税率  $t_1$  は過去の10年間平均の実績値から 17.6%、人口増加率  $n$  は 2005 年から 2065 年度の人口推移統計（厚生労働省 HP）を参考に  $-0.7\%$  とした。また効用ウェイトは、勤労期間が 20 歳から 60 歳までの 40 年間であり、引退期間が 60 歳から 80 歳までの 20 年間であると仮定して、 $40 \div (20+40) \doteq 0.667$  とした。さらに、固定比率の基礎年金保険料率  $p_1$ 、報酬比例の厚生年金保険料率  $p_2$  は、それぞれ 3.21%、5.47% とした。

$Z$  は国債発行による調達額、 $k$  は資本一労働比率、 $s$  は貯蓄、 $y$  は生産額、 $r$  は利子率、 $w$  は賃金所得、 $G$  は政府支出、 $C_1$  は勤労期間における消費水準、 $C_2$  は引退期間における消費水準、 $U$  は効用である。

	$Z$	$k$	$s$	$y$	$r$	$w$	$G$	$C_1$	$C_2$	$U$
現行制度 (第一号被保険者)	0	0.0564	0.0560	0.4222	2.2429	0.2719	0.0391	0.1381	0.2376	0.1655
現行制度 (第二号被保険者)	0	0.0592	0.0588	0.4283	2.1690	0.2758	0.0397	0.1445	0.2430	0.1718

表5 現行制度での第一号被保険者と第二号被保険者の効用分析結果

上記の結果を見て明らかのように、第二号被保険者のほうが勤労期間における消費水準  $C_1$ 、引退期間の消費水準  $C_2$  が高く、生涯における効用水準  $U$  が高くなった。つまり現行制度では第二号被保険者、被用者にとって有利な制度となっている。逆に言えば第一号被保険者、自営業者などにとっては不利な制度といえる。

## 第2節 現行制度と改革案との比較

第1節で証明されたとおり、現行制度には職業間格差が存在する。しかも第一号被保険者の中には未納者や、未加入者が存在するため、誰しもが老後の生活水準を確保できてはいない。そこで次に我々の提案する改革案との効用を比較していくこととする。改革案とは基礎年金による最低生活水準の確保、財源を消費税に切り替える、そして2階建て部分の廃止案である。第1節と同様の先行研究を用い、分析をした。

### ●主財源を消費税、一部財源を相続税に切り替え 2階建て部分を廃止したケース

改革案の場合は、制度の一元化のため、第一号被保険者と第二号被保険者の区別はなくなる。

#### ①家計部門

ここで基礎年金の財源が保険料方式から消費税に変更された場合、家計の消費行動が以下のようになる。また消費税は  $t_2$ 、相続税を  $t_3$ 、遺産額を  $B$  とする。

$$(1+t_2)C_1 = (1-t_1)w - s \quad (16) \text{ 式}$$

$$(1+t_2)C_2 = t_2(C_1 + C_2) + (1+r)s \quad (17) \text{ 式}$$

$$\text{制約式: } 3p_1w = t_2(C_1 + C_2)$$

(16)、(17) 式を先ほどの (3)、(4) 式と同様に Lagrange 関数を用い次の (18) 式を導出する。

$$C_1 = \alpha \frac{(1-t_1)w}{1+t_2 \left(1 - \frac{1}{1+r}\right)} \quad (18) \text{ 式}$$

## ②政府部門

基礎年金の財源が消費税で賄われるので、現行制度で国庫が負担している基礎年金  $\left(\frac{p_1w}{1+n}\right)$  が除かれる。

$$t_1w + Z = G \quad (19) \text{ 式}$$

## ③企業部門

基礎年金部分が消費税として家計消費から徴収され、2 階部分も廃止となるので、(20) 式に保険料率  $p_1$ 、報酬比例部分  $p_2$  は含まれない。

(9) 式、(10) 式

$$w = (1-a)k^a \quad (20) \text{ 式}$$

## ④財市場

(12) 式

## ⑤資本市場

(13) 式

以上の (9) 式、(10) 式、(12) 式、(13) 式、(16) 式から (20) 式を連立方程式で解いたものが次の表 6 である。

先ほども述べたが、 $Z$  は国債発行による調達額、 $k$  は資本一労働比率、 $s$  は貯蓄、 $y$  は生産額、 $r$  は利率、 $w$  は賃金所得、 $G$  は政府支出、 $C_1$  は勤労期間における消費水準、 $C_2$  は引退期間における消費水準、 $U$  は効用である。

なお、これらのモデルを求める際、資本分配率  $a$  は 0.3、所得税率  $t_1$  は過去の 10 年間平均の実績値から 17.6%、人口増加率  $n$  は 2005 年から 2065 年度の人口推移統計（厚生労働省 HP）を参考に -0.7% とした。また効用ウェイトは、勤労期間が 20 歳から 60 歳までの 40 年間であり、引退期間が 60 歳から 80 歳までの 20 年間であると仮定して、 $40 \div (20+40) \div 0.667$  とした。さらに、固定比率の基礎年金保険料率を  $p_1$ 、報酬比例の厚生年金保険料率  $p_2$  とし、それぞれ 3.85%、5.47% とした。 $p_1$  は最低生活水準を確保するため現行制度における固定比率の基礎年金保険料率を 1.2 倍にしたものである。

	$Z$	$k$	$s$	$y$	$r$	$w$	$G$	$C_1$	$C_2$	$U$
現行制度 (第一号被保険者)	0	0.0564	0.0560	0.4222	2.2429	0.2719	0.0391	0.1381	0.2376	0.1655
現行制度 (第二号被保険者)	0	0.0592	0.0588	0.4283	2.1690	0.2758	0.0397	0.1445	0.2430	0.1718

表 5 現行制度での第一号被保険者と第二号被保険者の効用分析結果

改革案	$t_2$	$Z$	$k$	$s$	$y$	$r$	$w$	$G$	$C_1$	$C_2$	$U$
	0.0928	0	0.0646	0.0642	0.4396	2.0414	0.3077	0.0542	0.1678	0.2863	0.2012

表 6 改革案での第一号被保険者と第二号被保険者の効用分析結果

上記の結果から、消費税導入後、現行制度と比較して、第一号被保険者、第二号被保険者ともに勤労期間における消費水準  $C_1$ 、引退期間の消費水準  $C_2$ 、生涯における効用水準  $U$  が高くなった。第二号被保険者の方が、消費水準、効用水準ともに若干高いものの、現行制度と比較すると、両者ともに上昇していることから、この点は考慮できると考えられる。よって最低保障額を約束するために、消費税率を 9% 増税することが望ましい。

また、消費税を導入することで、貯蓄が刺激され、最終的に経済成長につながるマクロ的な効果も期待される点で、現行の保険料方式よりも新たな財源を消費税として導入することが有効であると考えられる。

## ●相続税を導入した場合における効用の変化

先行研究（畑・2005）を参考に相続額が消費に対し 2.77 分の 1 であることを利用し次の式を用いて検証した。

$$3p_1w = t(C_1 + C_2) + t_3B$$

なお計算するにおいて  $t_2$  以外の数値は先の計算で求めた数値をそのまま使うこととする。

表 7 は、相続税を現行制度より 1% から 5% 増税させたときの消費税率の変化を表したものである。表から相続税を増税させると消費税率が下がることがわかる。これにより、少子化の一要因である若年者から老年者への一方的な所得移転を改善することができる。

	1%	2%	3%	4%	5%
$t_2$	0.0891899	0.0855798	0.0819697	0.0783596	0.0747495

表 7 相続税の税率を変化させた場合の  $t_2$  の変化

## 第4章 政策提言

現状意識・問題整理で、公的年金制度の存在意義、また現在の公的年金制度の問題点を挙げてきた。公的年金の必要性は明らかであるが、職業間格差、世代内格差、世代間格差に対する不満、また急激な少子高齢化が進み、今後の人口構成の変化などから、将来の自分の年金受給に対する国民の不安感が高まる一方である。保険料未納率上昇が垣間見ることできる。そこで我々は次に公的年金制度改革の方向性を提言する。

第1節では我々の改革案を述べる。改革の主なポイントは次の通りである。

- (1) 1階建て部分の統合・主財源を消費税に、一部財源を相続税に転換
- (2) 給付面において最低生活水準の確保
- (3) 2階建て部分の廃止

以上3点に重きをおき提言を行う。

第2節で我々の提言により生じるデメリットについても考慮に入れる。

- (4) 保険料払い済み被保険者に対する処置

### 第1節 改革案

#### (1) 1階建て部分の統合

現在の公的年金制度は大変複雑な制度となっており、完全な国民皆年金を達成できておらず、これまで述べてきたとおり、様々な格差が存在し、特に徴収面において問題がある。国民皆年金にするためには全ての人々に公平な制度であるべきである。先ほど述べた年金の性質からも現行の保険料方式を廃止し、財源を税徴収に切り替える。そうすることで誰からも徴収することができ、現在問題となっている未納・未加入も防ぐことができる。年金の財源を税金に求めるとき、消費税が妥当であると考え。分析の結果求めた消費税率9%の増税に、下で述べる国債返済金としての消費税率1%増税を合わせた消費税率15%を提言する。また少子化への配慮も考え一部財源を相続税に求める。先の分析でも明らかになったとおり主財源を消費税に、一部財源を相続税にしたときのほうが現行制度より個人の効用は上がる。

#### (2) 給付面において最低生活水準の確保

先ほども述べたとおり現行制度の下では老後の最低生活水準を確保するまでの手段が職業によって違い、第一号被保険者にとっては不利な状況に置かれている。離職し、現役世代を引退した後、安定した収入を確保できない老年期において最低生活水準を全国民に公平に給付することの意義は大きい。

厚生省年金局では、基礎年金を「老後生活の基礎的部分を保障するため、全国民共通の給付を支給するもの」と位置づけている。そこで先のデータに基づき最低保障額を衣食住の基礎的部分、保険医療費、交通通信費までとする 7 万 8 千円とする。

### (3) 2 階建て部分の廃止

1 階建て部分で全国民に対して最低生活水準を保障することができた。第二号被保険者のみに 2 階建て部分があること自体公平性の観点からもおかしい。我々は最低生活水準以上の年金については公的年金の範囲とは考えない。公的年金の 2 階建て部分からの撤退を提言する。分析の結果からも廃止したときのほうが個人の効用は高まる。最低生活水準以上の老後資金が必要な個人は企業年金、民間保険会社等を利用することとする。

## 第2節 改革案によるデメリットへの対応

### (4) 保険料払い済み被保険者に対する処置

20～59 歳の被保険者には現在まで支払った保険料を返済することとする。60 歳以上の被保険者には現行制度の支給額を保障する。統計局の平成 17 年度年齢別人口、平均給与、生活保護費、高齢者人口（60～80 歳）から算出する。ここで、高齢者の年齢は日本人の平均寿命約 80 歳までを考慮する。

20～59 歳の被保険者への返済額は約 124 兆 9242 億 1511 万円である。これは、20～59 歳の人口×保険料を満額支払ったと仮定したときの年数×20～59 歳の平均給与 456 万 3000 円×0.07321<sup>9</sup>－16 万 9200 円<sup>10</sup>で算出したものである。

次に、60 歳以上の被保険者に新制度移行後、現行制度の支給額を保障するために不足する財源を算出する。現在年金保険料を払い終わった高齢者には現行制度の受給額 17 万円と新制度移行後の受給額 7 万 8000 円の差額分の 9 万 2000 円（月額）を返済する。一人当たり年額約 110 万 4000 円の返済である。現在 60 歳の人が 80 歳になる 21 年間返済し続けると、21 年間で高齢者への返済額は約 354 兆 3939 億 3600 万円となる。

その結果、20～59 歳の人への返済額約 124 兆 9242 億 1511 万円と高齢者への返済額約 354 兆 3939 億 3600 万円を合わせて約 479 兆 3181 億 5111 万円の費用が必要となる。

しかし、新年金制度では老後の最低生活水準を満たすと考えるので、現在高齢者（65 歳以上）が受けている生活保護費が不必要である。平成 17 年度歳出のうち生活保護費は約 1 兆 8933 億円であり、このうち高齢者が占める割合は 46.6%であるため高齢者への生活保護費は約 8822 億 7780 万円である。これも同様に 60 歳の人が 80 歳になるまでの 21 年間続くとすると、21 年間で約 13 兆 7386 億 7254 万 4596 円となる。

つまり、年金返済にかかる費用約 479 兆 3181 億 5111 万円から高齢者が受給する生活保護費約 13 兆 7386 億 7254 万円を除くと、約 465 兆 5794 億 7856 万円の費用が必要となる。

<sup>9</sup>厚生年金保険料 14.642%から労使折半の保険者の保険率

<sup>10</sup>被保険者の国民年金の年間保険料支払い額

## おわりに

---

本稿で我々は公的年金制度の職業間格差から迫った一元化の方向性について模索してきた。公的年金制度の必要性は疑う余地がなく、現在はもちろん、将来にわたっても我々一人一人の人生において非常に大きなウェイトを占める。しかしながら、これまで見てきたとおり現行制度には問題が山積みである。

そこで我々は、1階建て部分の統合と主財源の消費税、一部財源としての相続税への移行、最低生活保障額の給付、そして2階建て部分の廃止という3点に重きを置いた提言を行った。分析でも明らかになったように現行制度より改革案のほうが個人の効用は上がり、未納・未加入の問題、公的年金の範囲、同世代間の給付と負担の不公平といった職業間格差の是正が期待できる。さらに、全ての国民に対し最低生活保障額の給付を行うことにより安心した老後生活を保障できる。また、年金の財源の一部を遺産税としての相続税に求めたことから、財源負担を一方的に若年者に求めるのではなく、老年者にも負担してもらうことにより、少子化への配慮もした。少子高齢化が進む現在において、世代間格差の是正の一つになり得るであろう。移行期間においては、払い済み保険料を超長期国債の発行により返済することで解決案を提示した。

しかしながら、本稿では財源を消費税に転換することによって生じるデメリットである逆進性の問題、低所得者への具体的な対応策を示すことができなかった事が、今後の課題である。先行研究には商品により異なる税率をかける累進消費税などがあるが、それについても議論を深める余地があるだろう。

最後となったが、やはり公的年金制度は必要不可欠である。大多数の国民が所得を得ることができなくなる老後に、公的年金が全ての国民に対して基礎的な生活保障を果たすことの意義は大きい。我々の提言する公的年金の改革案は、真の意味での国民皆年金を達成し、全ての国民に安心できる老後生活を提供できるものであろう。

参考文献・データ出典

### 《先行論文》

- ・ 橋木俊詔、中居良司（2002）公的年金の信頼性を回復する制度改革案
- ・ 加藤久和（2006）基礎年金の負担：税か保険料か？
- ・ 橋本恭之、山口耕嗣、北浦義朗（2005）公的年金の一元化について—社会保障のあり方
- ・ 高山・小川・吉田・有田・金子・小島（2000）結婚・育児の経済コストと出生力—少子化の経済学的要因に関する一考察—
- ・ 畑雅也（2005）少子高齢化時代における相続税及び贈与税のあり方について

### 《参考文献》

- ・ 宮島洋（2001）『総合社会保障』社会保険新報社

### 《データ出典》

- ・ 社会保険庁ホームページ

<http://www.sia.go.jp/>

- ・ 内閣府（公的年金制度に関する世論調査）
- ・ <http://www8.cao.go.jp/survey/index.html>
- ・ 厚生労働省年金局年金財政ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/index.html>

- ・ 日本医師会「医師年金」

<http://www.med.or.jp/nenkin/index.html>

- ・ 朝日新聞

[www.asahi.com](http://www.asahi.com)

- ・ 産経新聞

[sankei.jp.msn.com](http://sankei.jp.msn.com)

- ・ 読売新聞

[www.yomiuri.co.jp](http://www.yomiuri.co.jp)

- ・ 総務省統計局

<http://www.stat.go.jp/>